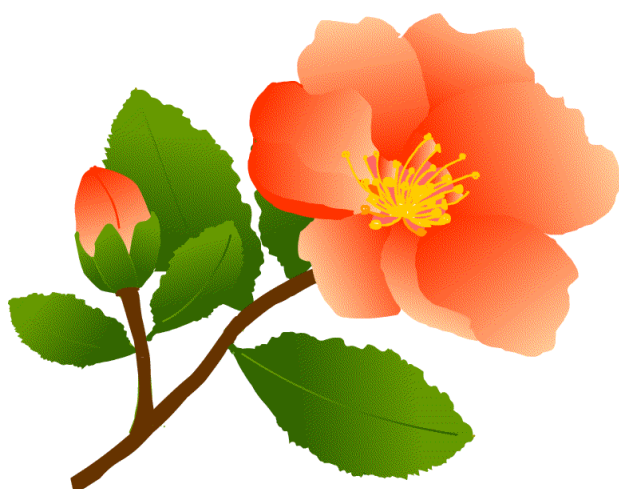


答申書

第6次筑後市男女共同参画計画

「ひろがり5」の推進のために



令和6年(2024年)12月

筑後市男女共同参画審議会

目 次

はじめに	1
施策の体系図	2
男女共同参画への共通提言	3
具体的提言	4
基本目標Ⅰ 男女が共に参画する労働環境の推進 【第2次筑後市女性の活躍推進計画】	4
基本施策1 女性のしごと環境の充実化	
基本施策2 積極的な女性登用の促進	
基本施策3 ワーク・ライフ・バランスの推進	
基本目標Ⅱ 男女が尊厳と誇りを持って生きる社会の実現	7
基本施策1 配偶者等からの暴力の根絶【第3次筑後市DV対策基本計画】	
基本施策2 性に関するあらゆる暴力の根絶	
基本施策3 様々なハラスメントの根絶	
基本目標Ⅲ 男女が健康で安全に暮らせる社会の実現	9
基本施策1 生涯を通じた健康づくりへの支援	
基本施策2 生活上の困難に直面した人への支援	
基本目標Ⅳ 男女共同参画社会意識の浸透	10
基本施策1 政策・方針決定への女性の参画推進	
基本施策2 教育における男女共同参画の推進	
基本施策3 市民との協働による男女共同参画のまちづくり	
基本施策4 市民への情報提供と啓発	
<資 料>	
第6次筑後市男女共同参画計画「ひろがり5」令和5年度実施事業報告にかかる評価点数表	14
令和6年度筑後市男女共同参画審議会委員名簿	15
令和6年度筑後市男女共同参画審議会経過	16

はじめに

筑後市における男女共同参画推進への取組は、平成 2 年（1990 年）に教育委員会内に女性担当窓口を設置したことに始まります。そして、推進会議の場を設け、施策の実施とその検証を繰り返しながら、平成 14 年（2002 年）に「筑後市男女共同参画計画～ひろがり～」が策定され、更には平成 21 年（2009 年）に「筑後市男女共同参画推進条例」が策定されました。

この推進条例には、「基本理念」（第 3 条）が 6 項に渡って精緻に記されています。また、「市の責務」（第 4 条）だけでなく「市民の役割」（第 5 条）「事業者の役割」（第 6 条）も謳われ、三者が協働して「男女が自分らしく生きる喜びを実感できる男女共同参画のまちづくりをめざすこと」が示されています。つまりそれは、私たち市民一人ひとりの意識・見識も問われていることを意味しています。

平成 14 年（2002 年）に「筑後市男女共同参画計画～ひろがり～」が策定されてから 5 カ年ごとに改訂を重ね、審議会において年度ごとに計画実施に関する評価をしてきました。その審議を踏まえ、令和 4 年 3 月に次の 5 カ年に向けた「第 6 次筑後市男女共同参画計画～ひろがり 5～」が策定されました。「ひろがり 5」では、基本理念を「男女が共に責任を分かち合いながら男女平等の実現を目指す」とし、基本目標 4 本柱として、「男女が共に参画する労働環境の推進」「男女が尊厳と誇りを持って生きる社会の実現」「男女が健康で安全に暮らせる社会の実現」「男女共同参画社会意識の浸透」が打ち出されました。この新施策が令和 4 年度（2022 年度）よりスタートしました。

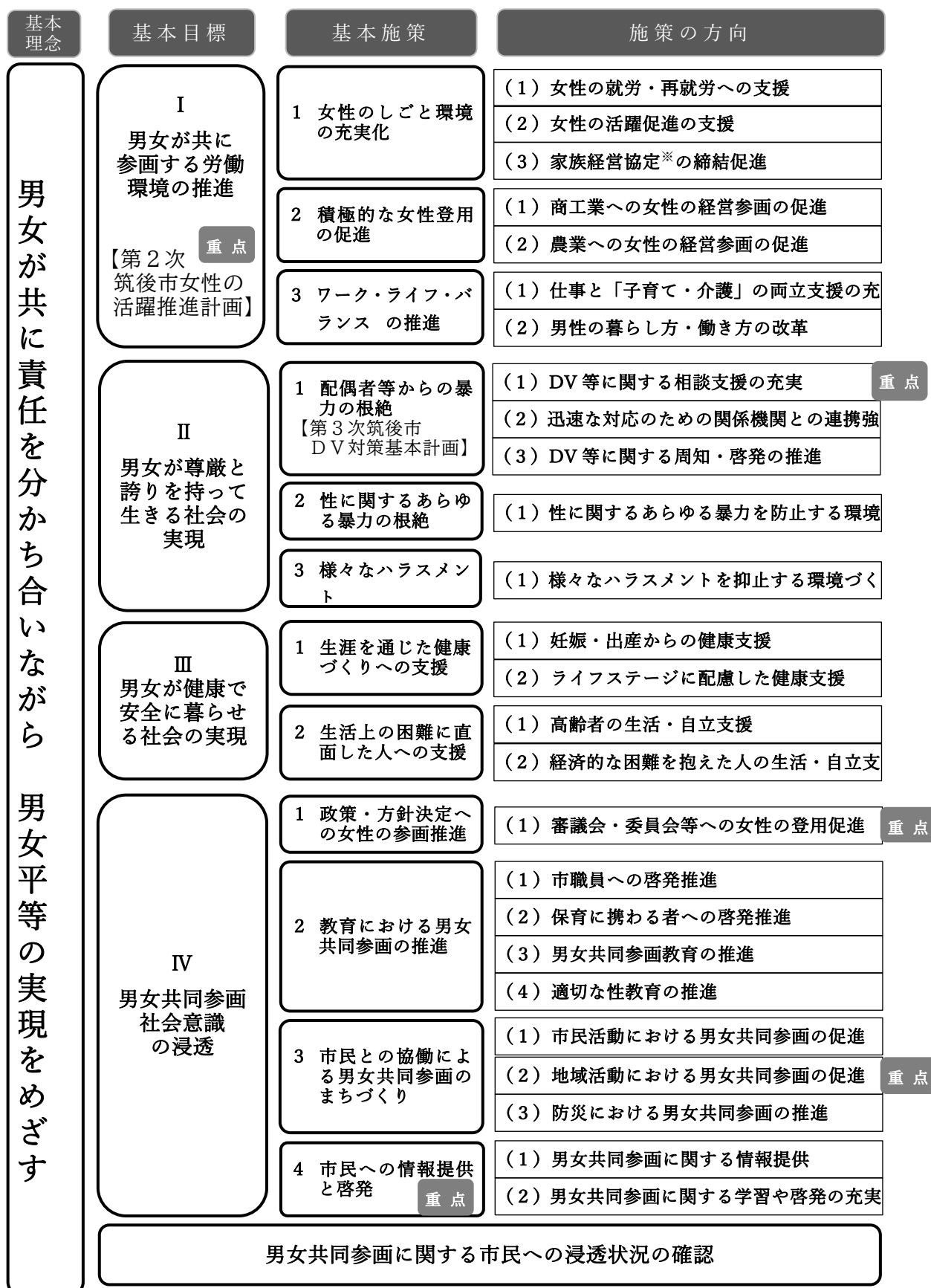
筑後市男女共同参画審議会では、令和 6 年（2024 年）7 月に筑後市長より諮問を受け、第三者機関として令和 5 年度（2023 年度）事業の評価を実施致しました。審議会を開催し、「ひろがり 5」実施 2 年目、事業を進めていく中で、男女共同参画社会の実現に向けた課題等も新たに増えてくるものもありました。実施年毎に課題が挙がるということは、その事業を改善・発展させていくことのできる兆しだと捉えることができます。第 7 次計画策定に向け、事業をよりよいものにし、男女共同参画社会を実現していくためにも、課題解決の視点で着実に取組を進めていただきたいと思えます。

男女共同参画社会実現を目指し、行政が一丸となって取り組んでいただき、市民一人ひとりの尊厳が守られ、一人ひとりが大切にされる筑後市となることを願います。

令和 6 年（2024 年）12 月

筑後市男女共同参画審議会
会長 小川 理紗

施策の体系図



男女共同参画への共通提言

◎筑後市男女共同参画計画「ひろがり5」にそった事業計画、報告を受けての今後の具体的施策の推進について

今年度も、市の責務・取組を総体的に評価するために、基本目標に対して複数の担当課長同席のもと、審議が進められました。事前質問に対する回答や審議会当日に担当課からの補足説明を受けることで、報告書だけでは分からない事業の取組や経緯などがよく分かり、評価や提言の参考となりました。

第6次筑後市男女共同参画計画「ひろがり5」も中間年となります。

男女が共に責任を分かち合いながら男女平等の実現をめざすという理念の実現に向けて、共に支え合うまちづくりの推進をお願いします。

◎男女共同参画事業の進行管理について

庁内各担当課におかれましては、審議会の具体的提言を考慮され、PDCAサイクルの考え方を参考に事業の推進・検証をお願いします。

誰もが、自分らしく生きることができ、男女共同参画社会となることを目指して、さらなる歩みを進められるよう期待します。

具体的提言

全 45 事業（延 47 事業課）の中から、令和 5 年度を評価対象年度としている 22 事業に対して評価及び改善策の提言を行った。

基本目標 I 男女が共に参画する労働環境の推進

【第 2 次筑後市女性の活躍推進計画】

基本施策 1 女性のしごと環境の充実化

(1) 女性の就労・再就労への支援

No.	具体的事業	〈 担 当 課 〉 事 業 の 内 容
2	女性の就労・再就労のためのスキルアップ支援	<p>〈社会教育課〉</p> <p>●就労・再就労・転職等を目指す女性向けの講座等を実施する。 (厚生労働省の女性就業支援全国展開事業等を積極的に活用する)</p>
	提 言	<p>女性の就労・再就労のためのスキルアップ支援の中の一つとして、講座内容を吟味され、参加者も多く、女性の参加割合も高い。女性の参加率を促進するために、託児環境も整えられている。</p> <p>報告書の中で、達成度が見えづらかったこともあり、今後の計画立案の際は、目標値の記載もお願いしたい。</p>

基本施策 2 積極的な女性登用の促進

(1) 商工業への女性の経営参画の促進

No.	具体的事業	〈 担 当 課 〉 事 業 の 内 容
5	起業に関する支援	<p>〈社会教育課〉</p> <p>●起業を目指す人を対象とした、起業ノウハウに関する講座を開催する。</p>
	提 言	<p>令和 5 年度は、フォローアップの年であり、過去に受講された方へ向けた講座が開催された。2 年に 1 度のサイクルとして、スタートアップだけでなくフォローアップも実施され、継続支援も工夫されている。また、インボイス制度というタイムリーな講座内容で、時代背景もよく考えられている。</p> <p>研修講座は年 1 度に限らず、何度か開催してもいいのではないだろうか。</p>

(2) 農業への女性の経営参画の促進

No.	具体的事業	〈 担 当 課 〉 事 業 の 内 容
6	女性農業者の活躍推進	<p>〈農政課〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市内の女性農業者による活動を支援するため、福岡県主催の研修会への参加をJA女性部会へ働きかける。 ●農家出身以外の女性が新規就農する際や、6次産業化等女性農業者が農業生産以外の新たな事業に取り組む際に、県女性農村アドバイザーとともに、就業支援及び事業開始に係る支援を行う。 ●女性農業者へ農業委員に関する情報を提供し、女性の農業委員への参画を推進する。
	提 言	<p>女性農業者の活躍促進のため、女性リーダーを中心として、アドバイザーさん方が活躍できるように、様々な研修会が設けられている。継続的な支援で、女性農業者のスキルアップを図っていただきたい。</p>

基本施策3 ワーク・ライフ・バランスの推進

(1) 仕事と「子育て・介護」の両立支援の充実

No.	具体的事業	〈 担 当 課 〉 事 業 の 内 容
8	家族介護者支援事業	<p>〈高齢者支援課〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●介護に関する知識、介護方法などの習得を図る介護教室を実施し、介護能力を有する人を増やす。
	提 言	<p>当事業で実施されている介護教室の参加者が低迷しており、周知方法の検討が課題となっている。介護能力を有する人を増やすという目的を果たすために、委託先のコスモスと情報や問題を共有し、多くの方に情報が伝わるよう、十分に検討していただきたい。地域には、自宅で介護をしている方や働きながら家族の介護をしている方も少なくないと思われるため、そのような人たちも参加できるよう、地域に開けた事業になることを願う。</p>

(2) 男性の暮らし方・働き方の改革

No.	具体的事業	〈 担 当 課 〉 事 業 の 内 容
13	家事シェア講座の開催	<p>〈社会教育課〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●家事シェアをテーマとした講座の開催。 ・家事シェアシートによる家事の見える化 ・家事シェアを上手に進めるコミュニケーション講座 ・時短料理教室、掃除のスゴ技講座、洗濯のスゴ技講座等
	提 言	<p>「男性の暮らし方・働き方の改革」の中の家事シェア事業として実施されたが、成人男性の参加が少なかったことは残念である。男性の参加を目標の一つとしているなら、周知方法や開催曜日を見直す等の検討を行わなければならないのではないだろうか。</p> <p>また、目標設定もされているなら、委員会でも評価指標となるため、計画を挙げる時点で記載をお願いしたい。</p>
14	父親の育児参画に関する事業の推進	<p>〈こども家庭サポートセンター〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●父親が子育てに関わるきっかけとなるような父親参加型事業をおひさまハウス等で開催する。 ●「広報ちくご」で男性の育児に関する各種情報提供を行う。 ●妊婦とその配偶者などを対象とし、妊娠の経過や栄養、日常生活の過ごし方、沐浴等を学ぶ「もうすぐパパママ教室」を開催する。 ●初産の母子健康手帳交付時に、父子健康手帳を配布する。
	提 言	<p>子育て支援に関して、幅広く取組が活発に行われている。その中でも、父親の育児参加に向けた事業も意識しながらされている。一緒に子育てをしていくための心構えやイメージづくりのためのショートムービー作成や、SNS を利用した情報共有等検討していただき、今後も精力的に事業を拡大してもらいたい。</p> <p>子育てに手厚いまちづくりをすることで、出生率の増加・筑後市への移住・人口増加につながると思われる。今後も父親参加型の事業継続をお願いしたい。</p>

基本目標Ⅱ 男女が尊厳と誇りを持って生きる社会の実現

基本施策Ⅰ 配偶者等からの暴力の根絶

【第3次筑後市DV対策基本計画】

(1) DV等に関する相談支援の充実

No.	具体的事業	〈 担 当 課 〉 事 業 の 内 容
15	女性支援相談職員の資質向上	〈男女共同参画推進室〉 ●女性の悩み相談を受ける職員が研修を受講し、専門知識を習得することで対応のレベルアップにつなげ、相談支援の充実を図る。
	提 言	DV対策として、担当職員も専門的かつ具体的な対応方法等を学ぶ必要があるために研修参加は重要であり、最善な方法の提案助言ができる専門的知識を持つ職員の養成は非常に大切なことである。また、部署内で情報共有ができていることは、相談者にとって安心につながると思われる。現在できている取組を継続とブラッシュアップしていただきたい。

(3) DV等に関する周知・啓発の推進

No.	具体的事業	〈 担 当 課 〉 事 業 の 内 容
17	DV防止等に向けた啓発推進及び相談窓口の周知	〈男女共同参画推進室〉 ●DV等の実態、DV防止法について「広報ちくご」やDV防止カード、パネル展示など機会をとらえて継続的な啓発を行っていく。 ●DV相談窓口についての周知を図る。 ●性暴力の防止と被害者への支援について、県の「性暴力被害者支援センター・ふくおか」等の情報提供を行う。
	提 言	DVの状況に置かれている当事者たちに、相談できる場所があることを周知する取組はとても重要である。 そのためにも、「広報ちくご」「パネル展示」「DV防止カード」等により、DVに関する新たな知識と世代別での意識づけを継続的に行う必要があり、今後も各協議会・行政機関・医療機関及び店舗等と連携しながら、幅広く啓発推進及び相談窓口の周知活動に取り組んでいただきたい。

基本施策 2 性に関するあらゆる暴力の根絶

(1) 性に関するあらゆる暴力を防止する環境づくり

No.	具体的事業	〈 担 当 課 〉 事 業 の 内 容
18	性暴力及びセクハラ の防止に関する 啓発	〈男女共同参画推進室〉 ●性暴力及びセクハラは、重大な人権侵害であることの認識を深め、これらを防止するための市民への情報提供及び啓発を行う。
	提 言	性暴力・セクハラ防止のため、市民の意識に働きかける啓発拡大は年々できてきている。しかし、まだ対象が限定的であるため、地域全体としての問題提起の視点からも、広く市民へ啓発できる工夫を検討していただきたい。

基本施策 3 様々なハラスメントの根絶

(1) 様々なハラスメントを抑止する環境づくり

No.	具体的事業	〈 担 当 課 〉 事 業 の 内 容
19	様々なハラスメン トによる人権侵害 の抑止啓発	〈人権・同和教育課〉 ●様々なハラスメントは、重大な人権侵害であることの認識を深め、抑止につなげるための市民への情報提供及び啓発を行う。
	提 言	ハラスメントは、誰しもが無自覚のうちにやっつけてしまっているかもしれないため、具体例を通じて市民に訴えかけたり、考えてもらう機会が必要である。市民へも様々な学習機会の提供が必要であり、今後も様々なハラスメントをテーマに啓発に取り組んでいただきたい。

基本目標Ⅲ 男女が健康で安全に暮らせる社会の実現

基本施策Ⅰ 生涯を通じた健康づくりへの支援

(2) ライフステージに配慮した健康支援

No.	具体的事業	〈 担 当 課 〉 事 業 の 内 容
21	主体的に取り組む健康づくりの促進	<p>〈健康づくり課〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●健康状態に応じて自己管理ができるように、特定健康診断受診者に対し、保健指導を実施する。 ●住民健診の受診率向上に努め、疾病の発症予防及び重症化防止を図る。
	提 言	<p>集団検診での託児や女性医師の従事は、受診率の向上に一定の成果が出ているのではないかと。しかし、特定健診受診率のさらなる向上に向けた未受診者の掘り起こしのため、周知媒体の工夫などを通してできることを検討していただきたい。</p>

基本施策Ⅱ 生活上の困難に直面した人への支援

(2) 経済的な困難を抱えた人の生活・自立支援

No.	具体的事業	〈 担 当 課 〉 事 業 の 内 容
25	生活困窮者自立支援制度による相談支援	<p>〈福祉課〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●生活困窮者に対して自立相談支援事業（就労支援含む）の実施、住居確保給付金の支給など必要な支援を行う。
	提 言	<p>事業に対する相談件数が減っているという現状の中、相談に来ることのできていない表面化しない生活困窮者の方への支援に繋がるよう、丁寧な対応の検討をお願いします。</p>
26	公営住宅の入居優遇措置制度	<p>〈都市対策課〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●住宅に困窮する低所得者の中でも、高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯（DV 被害者世帯を含む）、多子世帯など、特に居住の安定を図る必要のある世帯については、公営住宅への入居優遇措置を継続する。
	提 言	<p>公営住宅の入居優遇措置制度により、住居の安定を図る必要性のある世帯が、一般世帯の入居率の 4 倍を超える高い入居率となっており、一定の効果が得られているため、引き続き事業の実施をお願いしたい。</p>

基本目標Ⅳ 男女共同参画社会意識の浸透

基本施策Ⅰ 政策・方針決定への女性の参画推進

(1) 審議会・委員会等への女性の登用促進

No.	具体的事業	〈 担 当 課 〉 事 業 の 内 容
31	審議会・委員会等における託児の実施	<p>〈男女共同参画推進室〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●議会及び各審議会や委員会の開催時に、子育て中の参加者支援のため、託児サービスの実施について庁内周知を図る。 ●上記に加え、市が主催する各種講座や講演会についても同様とする。
	提 言	<p>審議会や委員会、市主催の各種講座等全てにおいて、子育て世代の女性がより参加しやすい環境を整えることは大切であり、多くの機会で託児が実施されている。託児サービス等の予算組から具体的に事業の実施の継続をお願いしたい。</p>

基本施策Ⅱ 教育における男女共同参画の推進

(2) 保育に携わる者への啓発推進

No.	具体的事業	〈 担 当 課 〉 事 業 の 内 容
33	保育者等の啓発と研修の実施	<p>〈児童・保育課〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保育施設説明会等において、男女共同参画に関する研修を3年に1回実施する。
	提 言	<p>この事業に関しては、第5次計画から第6次計画へ移行する際に、大きく内容が変更されたものである。担当課が市内の保育所の施設長に対して研修を実施する取組が新たに始まり、研修内容を各施設長から所属保育士に伝えることで、男女共同参画の視点を持って保育が行われるよう、今後も継続していただきたい。</p>

(3) 男女共同参画教育の推進

No.	具体的事業	〈 担 当 課 〉 事 業 の 内 容
34	教育活動全体を通じた男女共同参画教育の実施	<p>〈学校教育課〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●小中学校の新学習指導要領及び国の副読本等に基づき、学校の教育活動全体を通じて、発達段階に応じた男女共同参画教育を行う。 ●LGBTQ などの性の多様性についての理解や性別にとらわれない生活指導及び進路指導を行う。 ●学校図書館における男女共同参画関連図書の充実化を図る。
	提 言	<p>小中学生の頃からこういった教育体制があれば、男女共同参画社会意識の浸透が期待されると思う。また、各学校毎の目標も「豊かな人間性を身に付ける」「两性相互の理解」「人とのつながり」「愛着と自分への誇り」「性の多様性を認め合う」など、しっかりした目標のもと、教育されているのが理解できた。今後も継続的な教育に期待する。</p>

(4) 適切な性教育の推進

No.	具体的事業	〈 担 当 課 〉 事 業 の 内 容
35	発達段階に応じた性教育の充実	<p>〈学校教育課〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●小中学校の学習指導要領に基づき性教育を実施するとともに、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を踏まえ、子どもたちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、国の副教材「生命（いのち）の安全教育」等を活用し、発達段階に応じた指導を行う。 ●中学生向けには、養護教諭や保健師による、計画的・継続的な性教育として、出産・エイズ教育のほか、SNS による性被害対策の周知啓発、県のデート DV 研修派遣事業の活用等により、専門的な立場での指導を行う。 ●学校図書館における性教育関連図書の充実化を図る。
	提 言	<p>幼児期からの性教育の必要性が問われる中、成長発達段階の特徴を見極め、理解につながる教育内容の吟味は非常に重要である。筑後市では、性に関する教育指導計画を各段階毎に立案し、実施されていることが分かる。児童期からの性教育を通して、違いを認め、命を大切にすることを学び、大切な存在同士が尊重し合い協力し生きていくという男女共同参画の考えにも通ずる教育を今後も継続していただきたい。</p>

基本施策 3 市民との協働による男女共同参画のまちづくり

(2) 地域活動における男女共同参画の促進

No.	具体的事業	〈 担 当 課 〉 事 業 の 内 容
37	行政区長への女性登用促進	<p>〈協働推進課〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●行政区長会において、区長への女性の登用が推進されることを目指して、計画的に男女共同参画に関する研修が行われるよう働きかけを行う。
	提 言	<p>組織運営には、3割以上の女性が入り、女性の意見を反映することが理想的と言われているが、筑後市の行政区長の女性登用においては、進まない現状である。少子高齢化・人口減少という社会状況の中、行政区長の仕事内容の多さや周囲の理解・なり手育成等の問題もあり、女性区長が増えるということは難しい面も多々あると思うが、今後も根気強く女性登用のための啓発活動や研修を推進していただきたい。</p>
39	地域役員における女性参画の推進	<p>〈男女共同参画推進室〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●年1回行政区ごとに地域役員の実態調査を行い、女性参画の少ない行政区の役員等に対し啓発活動を行う。
	提 言	<p>地域役員の女性参画に向け、アンケートや意見の聴取といった取組の中で、問題を整理し、その地域ごとでできることをみつけていき、地域の力に繋がるような取組を一步ずつ進めていってほしい。仕事内容の役割分担などできることから、女性も参画しやすいように双方で話し合い、理解を深め、男性・女性共に意識改革が進むよう、地域への啓発を推進していただきたい。</p>

(3) 防災における男女共同参画の推進

No.	具体的事業	〈 担 当 課 〉 事 業 の 内 容
40	地域防災活動へ女性の参画推進	<p>〈防災安全課〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●女性の視点を取り入れた防災活動及び訓練のほか、県主催の講座等を取り入れながら災害対応力などに関する研修会を実施する。
	提 言	<p>女性の視点を取り入れた防災活動としては、よく実施され成果は出ていると思われる。実施後の評価が十分なされており、その中からさらに課題も抽出されている。「校区防災訓練における男女共同の視点を踏まえた内容の継続実施」「女性の視点に配慮した避難所運営に対する理解」を促す働きかけを今後も継続していただきたい。</p>

基本施策 4 市民への情報提供と啓発

(1) 男女共同参画に関する情報提供

No.	具体的事業	〈 担 当 課 〉 事 業 の 内 容
42	市民広報等による 情報提供と啓発	<p>〈男女共同参画推進室〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「広報ちくご」やホームページ等を活用して、男女共同参画に関する情報提供を行い、市民への啓発を行う。 ●あらゆる年代に情報が行き渡るよう、ホームページや SNS を駆使した提供を行う。
	提 言	<p>「広報ちくご」やホームページ等を活用して積極的な取組がなされている。「ふらっと」の内容も分かりやすいものとなっている。若者にも効果的な SNS の活用など、より充実した情報提供と啓発を期待する。</p>

(2) 男女共同参画に関する学習や啓発の充実

No.	具体的事業	〈 担 当 課 〉 事 業 の 内 容
44	ちっごふれあいフ ォーラム等の開催	<p>〈男女共同参画推進室〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画に関する各団体からの実行委員会方式によりフォーラムを開催する。 ●ちっごふれあいフォーラムや映画上映会など啓発事業を通じて、市民への男女共同参画の理解を深める。
	提 言	<p>ちっごふれあいフォーラムでは、目標数を上回る参加だったが、講演や講座について、もっと周知できないか、参加者を増やせるのではないかと、という意見もあり、事業の継続と周知方法の検討を進めていく必要があると考える。よい事業をされているため、継続して続けてほしい。</p>

令和5年度分 第6次筑後市男女共同参画計画実施事業

基本目標	基本施策	施策の方向	具体的事業	事業名	担当課	各課自己評価	審議会評価点数	
I	1	(1)	2	女性の就労・再就労のためのスキルアップ支援	社会教育課	4	4	
I	2	(1)	5	起業に関する支援	社会教育課	4	4	
I	2	(2)	6	女性農業者の活躍推進	農政課	4	4	
I	3	(1)	8	家族介護者支援事業	高齢者支援課	2	2	
I	3	(2)	13	家事シェア講座の開催	社会教育課	4	3	
I	3	(2)	14	父親の育児参画に関する事業の推進	こども家庭サポートセンター	4	4	
II	1	(1)	15	女性支援相談職員の資質向上	男女共同参画推進室	4	4	
II	1	(3)	17	DV防止等に向けた啓発推進及び相談窓口の周知	男女共同参画推進室	4	4	
II	2	(1)	18	性暴力及びセクハラの防止に関する啓発	男女共同参画推進室	4	4	
II	3	(1)	19	様々なハラスメントによる人権侵害の抑止啓発	人権・同和教育課	3	3	
III	1	(2)	21	主体的に取り組む健康づくりの促進	健康づくり課	3	3	
III	2	(2)	25	生活困窮者自立支援制度による相談支援	福祉課	4	4	
III	2	(2)	26	公営住宅の入居優遇措置制度	都市対策課	4	4	
IV	1	(1)	31	審議会・委員会等における託児の実施	男女共同参画推進室	4	4	
IV	2	(2)	33	保育者等の啓発と研修の実施	児童・保育課	4	4	
IV	2	(3)	34	教育活動全体を通じた男女共同参画教育の実施	学校教育課	4	4	
IV	2	(4)	35	発達段階に応じた性教育の充実	学校教育課	5	4	
IV	3	(2)	37	行政区長への女性登用促進	協働推進課	4	4	
IV	3	(2)	39	地域役員における女性参画の推進	男女共同参画推進室	4	4	
IV	3	(3)	40	地域防災活動へ女性の参画推進	防災安全課	3	3	
IV	4	(1)	42	市民広報等による情報提供と啓発	男女共同参画推進室	4	4	
IV	4	(2)	44	ちっごふれあいフォーラム等の開催	男女共同参画推進室	4	4	
【評価点数の基準】								
5 計画以上に実行できた					2 実施したが計画どおりに出来なかった (達成率50%以上)	合計	84	82
4 計画通どおりに実行できた					1 計画どおりに出来なかった (達成率50%未満)	平均値	3.8	3.7
3 計画どおり実行できたが課題が残った								

筑後市男女共同参画審議会委員名簿

(R6年7月1日～R8年6月30日)

	役名	審議会委員	団体名	備考
1	会 長	小川 理紗	九州大谷短期大学	有識者
2	副 会 長	古賀 敬子	八女人権擁護委員協議会	
3	委 員	上野 京子	ちくご男女共同参画ネットワーク	
4	委 員	川口 修治	筑後市PTA連合会	
5	委 員	木村 茂	筑後市行政区長会	
6	委 員	下川 紗代子	公募	
7	委 員	下川 まつみ	JA筑後地区センター	
8	委 員	杉本 摩耶	筑後市消防団	
9	委 員	高井良 光一	連合福岡南筑後地域協議会 中筑後地区連絡会	
10	委 員	野田 昌宏	筑後商工会議所	
11	委 員	福田 喜作	筑後市公民館連絡協議会	
12	委 員	吉武 章	公募	

(委員:氏名 50音順 敬称略)

令和 6 年度筑後市男女共同参画審議会経過

開催日	審議会・部長会・部会	
7月11日	◆第1回 筑後市男女共同参画審議会 ○委嘱書交付 ○市長諮問 ○審議会の概要について ○私たちを取り巻く現状について	
8月22日	◆第2回 筑後市男女共同参画審議会	諮問事項の審査
10月9日	◆第3回 筑後市男女共同参画審議会	諮問事項の審査
11月20日	◆第4回 筑後市男女共同参画審議会	答申書(案)の確認
12月2日	答申書を市長に提出	